岩手県漁業調整規則をここに公布する。

令和２年11月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第66号

岩手県漁業調整規則

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、岩手県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（書類の提出）

第２条　県内に住所を有する者は、この規則の規定により申請書その他の書類を知事に提出しようとするときは、その住所地が沿岸広域振興局又は県北広域振興局（以下「広域振興局」という。）の所管区域内にある者にあっては当該広域振興局の長を経由して、その住所地が広域振興局の所管区域外にある者にあっては直接提出しなければならない。ただし、住所地が広域振興局の所管区域外にある者が第32条の規定により申請書その他の書類を知事に提出しようとするときは、その住所地の市町村の長を経由して提出しなければならない。

２　県内に住所を有しない者は、第８条第１項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第３条　法第５条第１項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第２章　漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第４条　法第57条第１項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第１号、第２号、第６号及び第15号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

（１）　あわび漁業　海面においてあわびをとることを目的とする漁業

（２）　なまこ漁業　海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業、第６号に掲げる固定式刺し網漁業及び第12号に掲げるかご漁業を除く。）

（３）　小型まき網漁業　海面において総トン数５トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

（４）　かじき等流し網漁業　海面（総トン数10トン以上の動力漁船を使用する場合にあっては、漁業の許可及び取締り等に関す

る省令（昭和38年農林省令第５号）別表第１のかじき等流し網漁業の項の中欄第４号に掲げる海域に限る。）においてかじき等流し網によりかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業

（５）　流し網漁業　海面において流し網（かじき、かつお、まぐろ、さめ、いるか又はいかをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業

（６）　固定式刺し網漁業　海面において固定式刺し網（あわびをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業

（７）　船びき網漁業　海面において船びき網により行う漁業

（８）　さんま棒受網漁業　海面において総トン数10トン未満の動力漁船を使用してさんま棒受網により行う漁業

（９）　火光利用敷網漁業　海面において火光を利用して敷網（さんまをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業

(10)　すくい網漁業　海面において動力漁船を使用してすくい網により行う漁業

(11)　いか釣り漁業　海面において総トン数５トン以上30トン未満の動力漁船を使用していか釣りにより行う漁業

(12)　かご漁業　海面において動力漁船を使用してかごにより行う漁業

(13)　さけはえ縄漁業　海面において総トン数10トン未満の動力漁船を使用してさけはえ縄により行う漁業

(14)　いるか突棒漁業　海面においているか突棒により行う漁業

(15)　小型定置網漁業　海面において小型定置網により行う漁業

(16)　地びき網漁業　海面において地びき網により行う漁業

(17)　潜水器漁業　海面において潜水器（簡易潜水器を含み、あわび又はなまこをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業

２　前項の許可は、法第57条第１項の農林水産省令で定める漁業又は前項第３号から第14号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第５条　知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第６条　許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第７条　前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第９条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

２　起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第８条　許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第１項の農林水産省令で定める漁業又は第４条第１項第３号から第14号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　知事許可漁業の種類

（３）　操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

（４）　漁具の種類、数及び規模

（５）　使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

（６）　その他参考となるべき事項

２　知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

（１）　申請者が次条第１項に規定する適格性を有する者でない場合

（２）　その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

２　知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

３　前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条　許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（１）　漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

（２）　暴力団員等であること。

（３）　法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前２号のいずれかに該当する者があるものであること。

（４）　暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

（５）　許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

２　知事は、前項第５号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第11条　知事は、許可（第７条第１項及び第14条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

（１）　漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

（２）　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

（３）　推進機関の馬力数

（４）　操業区域

（５）　漁業時期

（６）　漁業者の資格

２　前項の申請すべき期間は、１月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、１月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

３　知事は、第１項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

４　第１項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第９条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

５　前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第１項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

６　前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認

可をする者を定めるものとする。

７　第４項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第１項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第４項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

８　許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が２人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

９　前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から２月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第12条　知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第１項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第13条　知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

２　知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

３　知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成５年法律第88号）第13条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

４　第２項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（代船等の許可及び起業の認可）

第14条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第９条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

（１）　許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

（２）　許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から６月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

（３）　許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

（許可の有効期間）

第15条　許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

（１）　第４条第１項第15号に掲げる漁業　５年

（２）　法第57条第１項の農林水産省令で定める漁業並びに第４条第１項第３号、第５号から第12号まで、第14号、第16号及び第17号に掲げる漁業　３年

（３）　第４条第１項第１号、第２号、第４号及び第13号に掲げる漁業　１年

２　知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第16条　知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第１項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

２　前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　漁業種類

（３）　知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

（４）　知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

（５）　変更の内容

（６）　変更の理由

３　知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第17条　許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が２人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

２　前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から２月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第18条　次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

（１）　許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

（２）　許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

（３）　許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

２　許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から２月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

３　第１項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から２月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（休業等の届出）

第19条　許可を受けた者は、１漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

２　許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（休業による許可の取消し）

第20条　知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から６月間又は引き続き１年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

２　許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第１項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第１項若しくは第２項の規定に基づく命令、法第120条第１項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第１項の規定による指示又は同条第４項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業

を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

３　第１項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（資源管理の状況等の報告）

第21条　許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期　限
いるか突棒漁業	翌月の10日まで
法第57条第１項の農林水産省令で定める漁業及び第４条第１項各号（第14号を除く。）に掲げる漁業	漁業時期の終了後30日以内

２　前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）

（２）　許可番号

（３）　報告の対象となる期間

（４）　漁獲量その他の漁業生産の実績

（５）　漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

（６）　資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

（７）　その他必要な事項

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第22条　知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第９条第１項第２号又は第10条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

２　知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

３　知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

４　第１項又は第２項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第23条　知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

２　前条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可証の交付）

第24条　知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

（１）　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（２）　漁業種類

（３）　操業区域及び漁業時期

（４）　使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

（５）　許可の有効期間

（６）　条件

（７）　その他参考となるべき事項

（許可証の備付け等の義務）

第25条　許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければなら

ない。
２　前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、その住所地が広域振興局の所管区域内にある者にあっては当該広域振興局の長が、その住所地が広域振興局の所管区域外にある者にあっては知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。
３　前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
（許可証の譲渡等の禁止）
第26条　許可を受けた者は、許可証又は前条第２項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
（許可証の書換え交付の申請）
第27条　許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。
（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（２）　漁業種類
（３）　許可を受けた年月日及び許可番号
（４）　書換えの内容
（５）　書換えを必要とする理由
（許可証の再交付の申請）
第28条　許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。
（許可証の書換え交付及び再交付）
第29条　知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。
（１）　第13条第２項の規定により許可に条件を付け、又は同条第１項若しくは第２項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
（２）　第16条第１項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
（３）　第17条第２項の規定による届出があったとき。
（４）　第22条第２項又は第23条第１項の規定により、許可を変更したとき。
（５）　第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。
（許可証の返納）
第30条　許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。
２　前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
３　許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前２項の手続をしなければならない。
（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）
第31条　許可を受けた者（第４条第１項第１号、第２号及び第15号から第17号までに掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の船橋又は船舶の外部の両舷側の中央部に様式第１号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。
２　許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さな

ければならない。

第３章　水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

（内水面における水産動物の採捕の許可）

第32条　内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

（１）　投網

（２）　小型定置網（たが網を含む。）

（３）　刺し網（複合式刺し網を除く。）

（４）　す建網

（５）　地びき網

（６）　やな

（７）　がら掛け（がら掛けに擬餌を付けて用いる場合を含む。以下同じ。）を用いる漁法（あゆ以外の魚種をとることを目的とする場合に限る。）

（８）　ぱっくり（別名ひっかけ）を用いる漁法（あゆ以外の魚種をとることを目的とする場合に限る。）

２　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１）　漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

（２）　法第170条第１項の遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）に基づいて採捕する場合

３　第１項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　採捕の種類

（３）　採捕する区域、期間及び水産動物の種類

（４）　漁具の数及び規模

（５）　採捕に従事する者の氏名及び住所

（６）　その他参考となるべき事項

４　次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

（１）　申請者が第10条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する者である場合

（２）　漁業調整のため必要があると認める場合

５　採捕の許可の有効期間は、３年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、３年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

６　採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

７　知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から６月間又は引き続き１年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

８　採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第１項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第１項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第１項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

９　知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

（１）　採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（２）　採捕に従事する者の氏名及び住所

（３）　許可の有効期間

（４）　条件

（５）　その他参考となるべき事項

10　採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11　前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、その住所地が広域振興局の所管区域内にある者にあっては当該広域振興局の長が、その住所地が広域振興局の所管区域外にある者にあっては知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12　前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13　第８条第２項、第９条第２項及び第３項、第13条、第20条第３項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

（かじき等流し網漁業による採捕禁止等）

第33条　かじき等流し網漁業によるさけ、ます、うみがめ類、くろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。

２　かじき等流し網漁業の許可を受けた者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。

（１）　当該さめの全ての部分（頭部、内蔵及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

（２）　当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

（小型機船底びき網漁業等の禁止期間）

第34条　海面において、次の表の左欄に掲げる漁業を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、営んではならない。

<table>
<tr><th>漁業の名称</th><th>禁止期間</th></tr>
<tr><td>小型機船底びき網漁業のうち手繰第一種漁業</td><td>６月１日から９月30日まで</td></tr>
<tr><td>小型機船底びき網漁業のうち手繰第一種漁業及び手繰第三種漁業以外の漁業</td><td rowspan="2">周年</td></tr>
<tr><td>集魚灯を利用するまき網漁業</td></tr>
</table>

（放産後の魚卵採取の禁止）

第35条　何人も、内水面において、放産後の魚卵を採取してはならない。ただし、漁業権の内容となっている魚種の卵を当該漁業権者が、その漁場内において移植するため、又は人工ふ化放流を行うために採取する場合は、この限りでない。

２　前項の規定に違反して採取した魚卵又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第36条　何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第２号に掲げる漁具については、第二種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

（１）　あわびやす（別名やすちがね）

（２）　複合式底刺し網

（３）　無動力漁船を使用する底びき網（貝けた網及びなまこけた網を使用する底びき網を除く。）又はもじ網を使用する底びき網

（４）　水中に電流を通じてする漁法

（５）　銃又は砲を使用しているかを捕獲する漁法

２　何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

（１）　かぎ又はやす（ますをとることを目的とする場合に限る。）

（２）　複合式刺し網

（３）　まき網

（４）　袋網（ももひき網、地ごく網、かます網その他の袋形状の網をいう。）

（５）　水中に電流を通じてする漁法

（６）　火光を利用する漁法

（７）　発射装置を使用する漁法

（８）　鵜なわひき（別名ぼりびき。河川において板片、鳥羽、樹木の枝葉又は動物の骨を縄に連ねたものをもって魚類を追い回してする漁法をいう。）

（９）　すがわり漁法（餌釣り及び擬餌釣りを除く。）

（10）　瀬干し漁法

第37条　次の表の左欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

区　域	漁具又は漁法	範　囲
海面	さけ、ますをとることを目的とする地びき網	網目９センチメートル以上
内水面	投網及び刺し網	網目20ミリメートル以上

（禁止区域等）

第38条　何人も、次の各号の表の左欄に掲げる河川のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、水産動物を採捕してはならない。ただし、第２号の表の左欄に掲げる河川の同表の右欄に掲げる区域内における９月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛け又は友釣りによる採捕及び第３号の表の左欄に掲げる河川の同表の右欄に掲げる区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は９月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。

（１）

河川名	禁止区域
雫石川	盛岡市上太田及び滝沢市大釜地内の鹿妻穴口頭首工水門の上流100メートルの地点から同水門の下流50メートルの地点までの間の水面
三田市川	三田市川と小本川との合流点から下閉伊郡岩泉町乙茂地内の三田市砂防えん堤下流端までの間の水面

（２）

河川名	禁止区域
丹藤川	岩手郡岩手町大字川口字滝地内の滝の上流50メートルの地点から同滝の下流50メートルの地点までの間の水面
猿ケ石川	北上市更木町地内の臥牛発電所用水路えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の水面
	花巻市東和町東晴山地内のかぶら用水えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の水面
砂鉄川	一関市大東町摺沢地内の小沼発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の水面
	砂鉄川と北上川との合流点から一関市川崎町地内の砂鉄橋上流端までの間の水面
閉伊川	宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の水面
馬淵川	二戸市金田一地内の下山井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの間の水面
	二戸郡一戸町大字一戸地内の越田発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの間の水面
安比川	二戸市浄法寺町駒ケ嶺地内の滝見橋上流端の上流200メートルの地点から同橋下流端の下流100メートルの地点までの間の水面

（３）

河川名	禁止区域
北上川	盛岡市地内の開運橋上流端から同市地内の明治橋下流端までの間の水面
	北上川と稗貫川との合流点の上流300メートルの地点から同合流点の下流500メートルの地点までの間の水面
	北上川と豊沢川との合流点の上流300メートルの地点から同合流点の下流500メートルの地点までの間の水面
	北上川と猿ケ石川との合流点の上流300メートルの地点から同合流点の下流500メートルの地点までの間の水面
	北上川と砂鉄川との合流点の上流300メートルの地点から同合流点の下流500メートルの地点までの間の水面
中津川	中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の水面
雫石川	雫石川と北上川との合流点から同合流点の上流東北本線の鉄橋上流端までの間の水面

第39条　何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
１　あわび（殻長９センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
２　あわび（殻長９センチメートルを超えるものに限る。）	３月１日から10月31日まで	海面
３　ほっきがい（殻長７センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
４　えぞばふんうに（殻径４センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
５　きたむらさきうに（殻径５センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
６　なまこ	４月１日から７月31日まで	海面
７　あゆ	１月１日から６月30日まで	内水面
８　いわな（全長13センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
９　いわな（全長13センチメートルを超えるものに限る。）	10月１日から翌年２月末日まで	内水面
10　うなぎ（全長30センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
11　こい（全長10センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
12　さくらます	７月１日から翌年２月末日まで	内水面
13　さけ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
14　さけ（全長20センチメートルを超えるものに限る。）	周年	内水面
15　ます（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
16　やまめ（ひかりを含む。）（全長13センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
17　やまめ（ひかりを含む。）（全長13センチメートルを超えるものに限る。）	10月１日から翌年２月末日まで	内水面

２　前項の表の１の項及び２の項の規定は、第４条第１項第１号に掲げるあわび漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて７月１日から10月31日までの間に採捕する場合は、適用しない。

３　第１項の表の６の項の規定は、第４条第１項第２号に掲げるなまこ漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて６月１日から７月31日までの間に採捕する場合は、適用しない。

４　第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて移植を行うために採捕する場合は、第１項の表の４の項及び５の項の規定は適用しない。

５　第１項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（動力漁船を使用するまき網漁業等の禁止区域）

第40条　海面においてさけ・ます流し網漁業、さけ・ます刺し網漁業、動力漁船を使用する中型まき網漁業及び動力漁船を使用す

る小型まき網漁業は、次の表の左欄に掲げる湾内において、それぞれ同表の右欄に掲げる線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。

湾の名称	線
広田湾	陸前高田市気仙町まがき島頂点と同市広田町一杯森頂点を結んだ線とその延長線
大野湾	大船渡市末崎町大岩南端と陸前高田市広田町鵜ノ巣崎南端を結んだ線
大船渡湾	大船渡市赤崎町大平磯南端とコオリ崎灯台中心点及び同市末崎町赤磯島頂点を結んだ線とその延長線
港湾	大船渡市三陸町綾里小路崎南端といがい崎南端を結んだ線
綾里湾	大船渡市三陸町綾里所崎東端と松島東端を結んだ線
越喜来湾	大船渡市三陸町綾里嫁ケ崎北端と同町越喜来大松島東端を結んだ線
吉浜湾	大船渡市三陸町吉浜弁天崎頂点と大それ崎東端を結んだ線
唐丹湾	釜石市唐丹町松磯島沖側突端と赤磯島頂点を結んだ線とその延長線
釜石湾	釜石市鎧島西端と同市鷲巣崎東端を結んだ線とその延長線
大槌湾	釜石市箱崎町白浜地先黒磯西端と上閉伊郡大槌町七戻崎南端を結んだ線
船越湾	下閉伊郡山田町大島南端と上閉伊郡大槌町野島頂点を結んだ線とその延長線並びに下閉伊郡山田町高堂島沖側突端と同町大島南端及び同町立子鼻突端を結んだ線
山田湾	下閉伊郡山田町船越仮宿鼻北端と宮古市重茂館ケ崎南端を結んだ線
宮古湾	宮古市重茂閉伊崎北端と同市鍬ケ崎館ケ崎東端を結んだ線

（さばを目的とする動力漁船を使用するまき網漁業の禁止区域）

第41条　海面において動力漁船を使用してさばをとることを目的とする中型まき網漁業及び小型まき網漁業は、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と海岸線とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。

（１）　岩手県と宮城県との海岸線上における境界点

（２）　宮城県気仙沼市唐桑町唐桑崎（御崎）突端正東２海里の点

（３）　大船渡市末崎町碁石崎突端正東２海里の点

（４）　大船渡市三陸町綾里綾里崎突端正東２海里の点

（５）　大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東２海里の点

（６）　釜石市尾崎突端正東１海里の点

（７）　釜石市箱崎町御箱崎突端正東１海里の点

（８）　宮古市重茂魹ケ崎突端正東１海里の点

（９）　宮古市田老真崎突端正東１海里の点

（10）　下閉伊郡普代村黒崎突端正東１海里の点

（11）　久慈市宇部町三崎突端正東１海里の点

（12）　九戸郡洋野町八木鼻突端

（小型機船底びき網漁業の禁止区域）

第42条　海面において小型機船底びき網漁業は、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と海岸線とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。ただし、手繰第三種漁業については、この限りでない。

（１）　宮城県気仙沼市唐桑町唐桑崎（御崎）突端

（２）　宮城県気仙沼市唐桑町唐桑崎（御崎）突端正東３海里の点

（３）　大船渡市末崎町碁石崎突端正東５海里の点

（４）　大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東５海里の点

（５）　釜石市唐丹町死骨崎突端正東５海里の点

（６）　釜石市尾崎突端正東５海里の点

（７）　釜石市箱崎町御箱崎突端正東５海里の点

（８）　下閉伊郡山田町船越亀ケ崎突端正東５海里の点

（９）　宮古市重茂魹ケ崎突端正東３海里の点

(10)　宮古市田老明神鼻突端正東３海里の点

(11)　下閉伊郡普代村黒崎突端正東３海里の点

(12)　久慈市侍浜町弁天鼻突端正東３海里の点

(13)　久慈市侍浜町高家崎突端正東３海里の点

(14)　九戸郡洋野町八木鼻突端正東３海里の点

(15)　岩手県と青森県との境界にある境石より新太鼓石を見通した線上５海里の点

(16)　岩手県と青森県との境界にある境石

（河口付近におけるさけの採捕の制限）

第43条　何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の右欄に掲げる線と海岸線とによって囲まれた海面においては、９月１日から翌年２月末日までの期間は、さけを採捕してはならない。

河川名	線
気仙川	陸前高田市米崎町米ケ崎南端と同端と宮城県気仙沼市唐桑町真崎東端を結んだ線及び陸前高田市小友町油崎北端と同市気仙町野島頂点を結んだ線との交点と野島頂点を順次に結んだ線とその延長線
盛川	大船渡市大船渡町字永沢と字笹崎との境界と同市赤崎町弁天崎北端を結んだ線
綾里川	大船渡市三陸町綾里長磯島東端と赤磯島東端を結んだ線とその延長線
浦浜川	大船渡市三陸町越喜来館ケ崎東端と浪板ガマガ崎西端を結んだ線
吉浜川	大船渡市三陸町吉浜松倉崎東端と轟川河口左岸を結んだ線
片岸川 熊野川	釜石市唐丹町弁天島東端と沖洞城鼻突端を結んだ線とその延長線
甲子川	釜石市大字釜石小縄崎東端と同市大字平田黒崎東端を結んだ線
鵜住居川	釜石市片岸町鳩崎記念碑と同市鵜住居町早障子崎突端を結んだ線及び同市箱崎町平磯崎突端とまし島頂点を結んだ線とその延長線
大槌川 小鎚川	上閉伊郡大槌町蓬来島南端と釜石市片岸町雀島東端とかも鼻突端を順次に結んだ線
織笠川 関口川 大沢川	下閉伊郡山田町船越第９地割宮古水産高等学校栽培漁業実習場艇庫の西端と同町飯岡大島東端と神倉川河口右岸を順次に結んだ線
重茂川	宮古市重茂どうしころばし南側突端と松子島頂点と館ケ崎北端を順次に結んだ線
津軽石川	宮古市白浜と同市赤前との境界にある三ツ石（通称人造岩）と同市磯鶏牛鼻突端を結んだ線
閉伊川	宮古港出崎防波堤南端と同港藤原防波堤東端と同港藤原地区県営３号上屋北端を順次に結んだ線
田老川	宮古市田老浪板崎東端と小長島東端を結んだ線とその延長線
摂待川	宮古市田老かるまん崎東端と同端から正東1,200メートルの点とふぎよう鼻東端から正東500メートルの点とふぎよう鼻東端を順次に結んだ線
小本川	小本川河口龍甲岩頂点を中心とする半径1,000メートルの線
松前川	下閉伊郡田野畑村島越漁港灯台中心と同村和野はいぺ南鼻東端を結んだ線
明戸川	下閉伊郡田野畑村羅賀ひらなめ海岸おもしろ崎東端と同村明戸黒磯島西端を結んだ線とその延長線

普代川	下閉伊郡普代村かわつらい浜北端と南まさいか東端と長磯東端と小浜海岸東端を順次に結んだ線
安家川	九戸郡野田村大字玉川浦場鼻突端とヨシタレ崎突端を結んだ線
宇部川	九戸郡野田村野田漁港灯台中心と同村大字野田第18地割野田地区海岸防潮堤２号陸閘南端を結んだ線
久慈川	久慈川河口右岸を中心とする半径800メートルの線
高家川	高家川河口右岸を中心とする半径300メートルの線
有家川	九戸郡洋野町有家くず石南端を中心とする半径400メートルの線
川尻川	九戸郡洋野町種市第38地割川尻漁港（平内）沖防波堤南側突端と同町種市第27地割川尻漁港（川尻）南側防波堤東端を結んだ線

（さけの採捕禁止区域内における漁業の禁止）

第44条　前条に規定する河口付近のさけの採捕禁止区域内において、同条に規定する期間は、次に掲げる漁業以外の漁業の操業をしてはならない。

（１）　第一種共同漁業

（２）　いわし小型定置漁業（磯建網漁業及びたが網漁業を除く。）

（３）　はえ縄漁業

（４）　一本釣り漁業

（５）　せん漁業

（夜間の操業及び採捕の禁止）

第45条　海面において次に掲げる漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。

（１）　小型機船底びき網漁業

（２）　第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づくあわび漁業（潜水器及び簡易潜水器を使用するものに限る。）

（３）　第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づくなまこ漁業（潜水器及び簡易潜水器を使用するものに限る。）

２　何人も、内水面において網漁具により日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。ただし、第五種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合、遊漁規則に基づいて採捕する場合及び第32条第１項の許可を受けた者が同項第２号から第５号までの漁具によって採捕する場合は、この限りでない。

（溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限）

第46条　内水面において溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の５分の１以上を魚道として開通しなければならない。ただし、あゆやなについては、この限りでない。

２　前項の場合において、２張以上の網漁具を使用して採捕を行うとき又は他に網漁具を使用した採捕が行われているときは、網漁具の位置は、それぞれ100メートル以上の間隔を置かなければならない。

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第47条　何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

（１）　竿釣及び手釣

（２）　たも網及び叉手網

（３）　投網（船を使用しないものに限る。）

（４）　くまで（柄の長さ50センチメートル以内のものに限る。）

（５）　徒手採捕

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

（１）　漁業者が漁業を営む場合

（２）　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

（３）　試験研究のために水産動植物を採捕する場合

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第48条　水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

２　知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

３　前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破砕等の許可）

第49条　海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

２　前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　目的

（３）　免許番号

（４）　区域

（５）　期間

（６）　補償の措置

（７）　その他参考となるべき事項

３　知事は、第１項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

（砂れきの採取禁止）

第50条　第38条に規定する禁止区域においては、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

（１）　河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合

（２）　河川法（昭和39年法律第167号）第７条に規定する河川管理者、砂防法（明治30年法律第29号）第５条に規定する県知事若しくは同法第６条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第７条に規定する県知事又は海岸法（昭和31年法律第101号）第５条に規定する海岸管理者が県知事に協議し、その結果に基づき河川法等の許可がなされた場合

（試験研究等の適用除外）

第51条　この規則のうち水産動物の種類、大きさ、採捕の期間若しくは区域又は水産動植物の採捕に使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）又は内水面における特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第２条第１項に規定する特定外来生物をいう。）の防除（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

２　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　目的

（３）　適用除外の許可を必要とする事項

（４）　使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

（５）　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

（６）　採捕の期間及び区域

（７）　使用する漁具及び漁法

（8）　採捕に従事する者の氏名及び住所

3　知事は、第１項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

（1）　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（2）　適用除外の事項

（3）　採捕する水産動植物の種類及び数量

（4）　採捕の期間及び区域

（5）　使用する漁具及び漁法

（6）　採捕に従事する者の氏名及び住所

（7）　使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

（8）　許可の有効期間

（9）　条件

4　知事は、第１項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5　第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6　第１項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7　第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第３項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8　第25条の規定は、第１項又は第６項の規定により許可を受けた者について準用する。

第４章　漁業の取締り

（停泊命令等）

第52条　知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第１項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2　知事は、前項の規定による処分（法第25条第１項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第１項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（船長等の乗組み禁止命令）

第53条　知事は、第４条第１項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2　前条第２項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第54条　知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第４条第１項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

（1）　当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

（2）　次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

　ア　当該船舶を特定することができる情報

　イ　当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

（3）　前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

（停船命令）

第55条　漁業監督吏員は、法第128条第３項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

２　前項の規定による停船命令は、法第128条第３項の規定による検査若しくは質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

（１）　様式第２号による信号旗Ｌを掲げること。

（２）　サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音１回、長音１回、短音２回）を約７秒の間隔を置いて連続して行うこと。

（３）　投光器によりＬの信号（短光１回、長光１回、短光２回）を約７秒の間隔を置いて連続して行うこと。

３　前項において、「長音」又は「長光」とは、約３秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約１秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第５章　雑則

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第56条　法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第57条　前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第58条　定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては様式第３号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

２　知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

（うきはえ縄漁業等の漁具の標識）

第59条　海面において次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけるとともに、第１号に掲げる漁業にあっては、幹縄の中間におおむね300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

（１）　うきはえ縄漁業

（２）　流し網漁業

（３）　底はえ縄漁業

（４）　固定式刺し網漁業

（５）　せん漁業

２　前項のボンデンには、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

（内水面漁場管理委員会）

第60条　内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

２　この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

（添付書類の省略）

第61条　この規則の規定により同時に２以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

２　前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付する

こととされている書類の添付を省略させることができる。

第６章　罰則

第62条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（１）　第32条第１項、第33条から第38条まで、第39条第１項若しくは第５項、第40条から第46条まで、第48条第１項、第49条第１項又は第50条の規定に違反した者

（２）　第32条第13項において準用する第13条第１項若しくは第２項又は第49条第３項の規定により付けた条件に違反した者

（３）　第23条第１項（第32条第13項において準用する場合を含む。）、第32条第13項において準用する第22条第２項、第48条第２項又は第53条第１項の規定に基づく命令に違反した者

２　前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第63条　第25条第１項（第51条第８項において準用する場合を含む。）、第31条、第32条第10項又は第47条第１項の規定に違反した者は、科料に処する。

第64条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第62条第１項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第65条　第17条第２項、第19条第２項若しくは第25条第３項（第51条第８項において準用する場合を含む。）の規定、第26条から第28条まで、第30条第１項若しくは第２項（これらの規定を第32条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第32条第12項の規定又は第51条第５項の規定に違反した者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年12月１日から施行する。

（岩手県内水面漁業調整規則の廃止）

２　岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）は、廃止する。

（内水面の採捕の許可に関する経過措置）

３　漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第29条の規定により第32条第１項の規定によってしたものとみなされる前項の規定による廃止前の岩手県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第６条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第13条の規定は、なおその効力を有する。

（試験研究等の適用除外に関する経過措置）

４　改正法附則第29条の規定により第51条第１項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の岩手県漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第51条第１項及び旧内水面規則第34条第１項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第51条第６項及び旧内水面規則第34条第６項の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

５　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第１号（第31条関係）

漁　業	様　式
中型まき網漁業	イワ中旋123
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	イワ手123

上記以外の小型機船底びき網漁業	イワ小底123
小型さけ・ます流し網漁業	イワ鮭流123
小型まき網漁業	イワ小旋123
かじき等流し網漁業	イワか流123
流し網漁業	イワ流123
固定式刺し網漁業	イワ刺123
船びき網漁業	イワ船123
さんま棒受網漁業	イワさ123
火光利用敷網漁業	イワ火123
すくい網漁業	イワ抄123
いか釣り漁業	イワいか123
かご漁業	イワかご123
さけはえ縄漁業	イワなわ123
いるか突棒漁業	イワ棒123

備考　各文字及び数字の大きさは８センチメートル以上、太さは２センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

様式第２号（第55条関係）

備考１　斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。

２　この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「Ｌ」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。

３　数字は、センチメートルを示す。

様式第３号（第58条関係）

備考１　標識は、赤色の布地である。

　　２　数字は、センチメートルを示す。